

第三十九回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第 十 号

昭和三十六年十月二十日(金曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 園田 直君
理事金子 岩三君 理事額額 彌三君
理事高田 富與君 理事渡海元三郎君
理事丹羽高四郎君 理事太田 一夫君
理事川村 繼義君 理事阪上安太郎君
伊藤 轅君 宇野 宗佑君
小澤 太郎君 大竹 作摩君
龜岡 高夫君 久保田円次君
津島 文治君 前田 義雄君
佐野 憲治君 二宮 武夫君
松井 誠君 山口 鶴男君
門司 亮君

出席政府委員

自治 大臣 安井 謙君
運輸政務次官 有馬 英治君
氣象庁長官 和達 清夫君
建設事務官 鬼丸 勝之君
(大臣官房長) 勝之君
自治政務次官 大上 司君
自治事務官 藤井 貞夫君
(行政局長) 藤井 貞夫君
自治事務官 奥野 誠亮君
(財政局長) 奥野 誠亮君
消防庁次長 川合 武君

委員外の出席者

厚生事務官 瀬戸新太郎君
(社会局施設課) 瀬戸新太郎君
労働基準監督官 上原誠之輔君
(労働基準局監) 上原誠之輔君
建設技官 畑谷 正実君
(河川局防災課) 畑谷 正実君

自治事務官 岸 昌君
(行政局行政課) 岸 昌君
自治事務官 松島 五郎君
(財政局財政課) 松島 五郎君
専門員 円地与四松君

十月十九日

委員伊藤轅君、宇野宗佑君及び前田義雄君辞任につき、その補欠として大橋武夫君、佐伯宗義君及び加藤録五郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員大橋武夫君、加藤録五郎君及び佐伯宗義君辞任につき、その補欠として伊藤轅君、前田義雄君及び宇野宗佑君が議長の指名で委員に選任された。

十月十九日

地方公務員の定年制実施に関する陳情書(長崎市袋町三十一番地長崎県町村議会議長会会長別当勝三)(第一一〇号)
基準財政需要額の消防費増額に関する陳情書(福島市中町四十四番地福島県消防協会長小野亀二郎)(第一三九号)
火災予防宣伝費国庫補助に関する陳情書(福島市中町四十四番地福島県消防協会長小野亀二郎)(第一四〇号)
消防施設強化促進法による国庫補助増額に関する陳情書(福島市中町四

十四番地福島県消防協会長小野亀二郎)(第一四一號)

非常勤消防団員退職報償制度の法制化に関する陳情書(福島市中町四十四番地福島県消防協会長小野亀二郎)(第一四二號)

奄美群島復興計画改訂に関する陳情書(鹿児島市山下町三十七番地鹿児島県町村会会長長井正維)(第一七五號)

国、県道改修土木事業費の地元負担軽減等に関する陳情書(山形市緑町一丁目一番地の六山形県町村会市長市川清矩)(第一七七號)

町村財政の自主性強化に関する陳情書(山形市緑町一丁目一番地の六山形県町村議会議長会会長樋口友太)(第二二四號)

新町村建設促進に関する陳情書(山形市緑町一丁目一番地の六山形県町村議会議長会会長樋口友太)(第二二五號)

県が行なう道路改修事業費の地元負担免除に関する陳情書(山形市緑町一丁目一番地の六山形県町村議会議長会会長樋口友太)(第二二六號)

公立学校教職員の退職年金制度実施促進に関する陳情書(東京都港区芝西久保桜川町二十五番地全国連合小学校校長会鈴木虎秋)(第二三〇號)

定時制高等学校施設の県移管に関する陳情書(山形市緑町一丁目一番地の六山形県町村議会議長会会長樋口友太)(第二三二號)

交通秩序確立に関する陳情書(福岡

県議会議長野見山清造)(第二四七號)

地方交付税に関する陳情書(東京都千代田区九段一丁目十四番地全国市長会高山義三)(第二四八號)

地方債の運用に関する陳情書(東京都千代田区九段一丁目十四番地全国市長会高山義三)(第二四九號)

都市財政の確立強化に関する陳情書(東京都千代田区九段一丁目十四番地全国市長会高山義三)(第二五〇號)

未開発低所得地域に対する財政援助に関する陳情書(東京都千代田区九段一丁目十四番地全国市長会高山義三)(第二五〇號)

後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部改正に関する陳情書(福岡県議会議長笠羽清右衛門)(第三一一號)

市道の整備促進に関する陳情書(東京都千代田区九段一丁目十四番地全国市長会高山義三)(第三一八號)

は本委員会に参考送付された。

本日(十月十九日)に付した案件
災害対策基本法案(内閣提出第四九号)

○園田委員長 これより会議を開きます。災害対策基本法案を議題といたします。

質疑を続行いたします。二宮武夫君。

○二宮委員 基本的な問題、それから財政問題等につきましては後ほど質問いたすことにいたします。参議院の予算委員会との関係がございまして、労働省の関係でまず質問をいたしたいと思ひます。

この法案を読みますと、まず心配になります問題は、労働省関係といたしましては、百十二条の第三号に示されておりましたところの、非常事態宣言をすると、金銭債務の支払の延期及び権利の保存期間の延長」ということになる。こういうような問題については、これを要求してならないという項目があるわけなのでございます。労働者が一応仕事をやっておる、そして災害によって非常事態の宣言が行なわれた、そういう場合に、労働基準法が第二十五条に明確にしておりますように、災害にあいました場合には、労働者は事前の労務に対する当然の報酬として災害に必要な資金の支払いを要求することができ、こういうような条文があるわけがございまして、非常事態の宣言が布告されますと、この場合にはそういう権限も一応剥奪されるという状況になるのではないかと。特にまたその項目の第二項には、もしこれを要求いたしました際には、二年以下の懲役、禁錮、あるいはこれを両方ともあわせて科することができ、こういうような罰則規定さえも設けられて

あるわけなのであります。そこで、こういうような規定は相反する情勢になるのではないかと心配がいたしましたので、その辺の解釈をどのようにお考えになっておるか、労働者の立場から一つ御説明をいただきたいと思うわけですが。

○上原説明員 ただいまのお尋ねの件でございますが、賃金は労働者の生活を確保いたします上におきましての唯一の基礎でございます。従いまして、基準法上では、賃金の支払いにつきましては厳格な規制を行なっております。四条件では、賃金につきましては全額を一定期日に払わなければならない、こういう規定を置いておるわけでありまして、従いまして、この「金銭債務の支払」の金銭債務の中に賃金債務が入るといたしますならば、この法律の規定によりまして、二十四条の規定がその限りにおいて働かない、こういうことになるわけでありまして、そういうことと、労働者の生活の保護の確保の上におきまして、非常に問題だと思ひますので、私もいたしましては、金銭債務の中で、賃金の関係につきましてはこれを除外するという事で、政令の段階におきましては処理をいたしたい、こういうふうに考えております。

○二宮委員 そうしますと、この法文そのものの第十二条の三号の問題は、法文自体としては私は不備ではないかと思うのです。政令でこれを除外するというような項目は、その法文の中にはないのです。今の出ておる法案の中にはないのです。従って、これを正直に解釈いたしますと、私が今心配

をいたしましたような問題でも、これはとりよるによつては、一方側からお前がここで賃金の要求をした、それはこの災害基本法の第十二条の第三号に該当するではないか、こう言われてきましては、あなた方はそういう心づもりでおるかもしれませんけれども、法文の体裁の上から申しますと、これを押える手はないのじゃないかと思うのです。これは行政局長にお尋ねいたしますが、この法文そのものの考え方はどうですか。今労働省の言われたような考え方とすれば、この第十二条の第三号というものは、ちよつとおかしいのじゃないかと思うのですか。

○藤井(真)政府委員 形式的に申しますと、金銭債務という中には、今の賃金というふうなものも入ることは相なると思ふのであります。ただこの緊急事態に際しまして、必要最小限の措置として政令を出せるという精神、あるいは政令自体もそのまますつと効力を持つていくわけではなくて、いろいろの担保措置でもって有効期限というものの限定的に効果が発生するように相なつておるわけでありまして、そういう建前から申し上げても、この規定の内容あるいは政令に盛り込むべき事項というものは、最小限度のものにとどめていくという立場がとられることは当然であると思ふのであります。そういう趣旨から申しますと、今労働省の方からお話がございますように、賃金というものは、これはそれをもつて生活のかたに当てておるといふ基本的な問題でございます。延

期をするというふうなことは考えられないというふうなわけでも、解をいたしておるのであります。その点につきましてはただいま監督課長がお答えになりました通りに、われわれとしても理解をいたしておる次第でございます。

○二宮委員 これは、前の国会の際に、地方公務員の一般給与体系並びに給与是正の問題等についてどのような実態であるかという資料の要求をいたしましたところが、公務員課の方では市町村の公務員についてはなかなかその資料が集まらない、がまんしてくれないかという話が私に実は非公式にあつたわけなんです。ところが今回のこの基本法を見ますと、市町村公務員、もちろん国家公務員、都道府県の公務員も同様でございますけれども、市町村公務員も、非常事態である、災害の事態であるということによつて、あるいは派遣をされたりあるいはいろいろな業務につかなければならぬという義務づけがされておるわけなんです。そうなりますと、私は第一に聞いておきたいことは、これは財政局長の方にお聞きしますが、特に市町村の公務員は、労務管理が地方首長の方にゆだねられておる関係から、公平委員会等がございしても、実際問題としてはなかなかうまくいっておらないというのが実態でございます。そこで、現状において市町村公務員に対する超過勤務の支払いの実態は一体どのようなふうなっているか、これはあなたではちよつと御無理かもしれませんが、公務員課長あるいは行政局長の方でもいいですが、一応この現段階を私はお聞きしておきたいと思ふのです。

○藤井(真)政府委員 地方公務員、なにかずく小さい町村あたりについて見ますと、その労務管理なり人事管理というものが、必ずしも満足にいつてない。ときによりましては、きわめてルーズに行なわれておる事例があることは、私も認めざるを得ないと思ふのであります。そういうような点につきましては、果敢機会がありまするごとに注意を促し、改善ということに努力をいたしておるわけでございますけれども、なお十分の成果が上がつておらない部分があることは、これは事実でございます。しかし、給与の問題を含めまして給与制度の改善その他人事管理全般の問題につきましては、昨年一般的にこまかい事項を規定した通牒を發しまして、これに基づいて個々具体的に指導の完璧を期するようになつておるわけでございますが、なお今後ともその点については努力を重ねて参りたい、かように考えております。その一環といたしまして、超過勤務等の問題でございますが、これは、大体においては最近軌道に乗つて、払うべきものは払うという格好になつてきておると思ひます。その点は、財政計画その他におきましても当然織り込んでおるわけでありまして、そういうことをやる建前、またやるべきであるという建前にいたしておりますので、漸次軌道に乗つてきておると思ひますけれども、なお個別の町村等に見ますと、それらの点がはつきりとなつておらないという部分のあることも、これは事実でございます。

○二宮委員 そこで、今度の災害対策基本法では、災害であるということの

ゆえをもつて、公務員の派遣の要請あるいはあつせん、それから防災計画、防災業務の実施あるいは復旧計画、復旧事業、こういうようなことで、地方の公務員がそういう仕事に非常に強制的に——と言つてはおかしいが、法的に義務づけられる面がたゞさん出てくるわけなんです。現在の状況でさえも、超過勤務のほかにについては、今あなたがおっしゃいましたように、あなたもなかつた答弁は、実態から考えますと、私はまだ多少甘いと思ふのです。それは、超過勤務というものは、地方市町村がなかなか支払いがしにくいという実情も私も承知しております。しかしながら、法的にきめられておる以上、これは地方財政計画にも入つておる関係上、支払わなければならないと思ふのです。それが、今度の災害基本法におきましては、特に、災害である、皆のために奉仕しなければならぬぞという道義的な概念が非常に基本をなしておる。そういうような義務づけが今後とも強くやつてくるのじゃないか、私はこういう心配をするわけなんですけれども、そうしますと、今あなたがおっしゃいましたように、日ごろの超過勤務でさえもなかなか困難である、これは基本的にあつたら財政局長が大臣にお尋ねしますけれども、市町村財政なりあるいは都道府県の自治体の財政確立あるいはこの法によつて地方の財政にプラスするといふ面が大きい限り、この問題はどうしても基本的な解決できないと思ふのです。法の建前から申しまして、今私が申しましたように、地方の顔と顔をつき合わせる市町村の人々

の顔と顔をつき合わせる市町村の人々

の顔と顔をつき合わせる市町村の人々

公務員などというものは、あまりそういうえげつないことを言わずに一つがらばつてくれやという気持ちで、労働が強制されるという問題が多分に起こってくるのじゃないかという心配をするわけなんです。そういう条項は、この条項を拾ってみても、ずいぶんたくさんあります。こうやらなければならぬ——あなたが先ほどおっしゃったところの、支払うべきであるという言葉ですけれども、今回の災害対策基本法では、こうしなければならぬという義務づけが各所に見受けられるわけです。そういったしますと、その置かれた立地条件、人情的な気持、そういうものをも踏み越えて、やはり十分にこれらに対する報酬のほかが支払われるという実態がないという、この基本法というものは、私はいたずらに公務員に労働強化をしているというような格好になるおそれがあるのじゃないかという心配をするわけなんです。

そこで、これは特に労働者に、労働者を擁護するという立場から見解を承っておきたいと思うのですが、この法文を作ります場合には、当然労働省もこの労働者に関する問題については相当な発言をし、立案の中に入っておられたと思うのですけれども、今申し上げましたような地方公務員に対する超勤そのほかの、この基本法によって強制されるものに対する財政的な裏づけがある、これが行なわれないような

実態というものの具体的な場合を想定されて、いろいろと検討されたと思うのですが、その点はどのようにお考えですか。

○上原説明員 私、地方公務員における時間外手当の支給状況をつまびらかに承知いたしておりますが、地方公務員につきましては、原則として労働基準法が適用になるわけでございます。従いまして、事のいかんを問わず、所定時間外に労働が命ぜられるというところになりました場合には、基準法の解釈としては、当然時間外労働の手当が支払われなければならない、こういうふうにお考えしております。

○二宮委員 それは当然のことでございますが、それがこの基本法全体を——これは関連法案が国会そのほかに提案をされませんと、なかなか明快な答弁ができないと思うのですけれども、現在出ておりますこの基本法の体系の中では、あなたがおっしゃるようなことが十分に行なわれるというふうにお考えになりますか、どうですか。

○上原説明員 私といたしましては、地方公務員につきまして業務の命令がなされず場合には、それぞれ所定の法規に従いまして支給すべき時間外労働の手当というものは、当然支払われるべきではないか、また支払われるように期待をいたしたいと思っております。

○二宮委員 藤井行政局長にお尋ねしますが、あなたが先ほど常態における給与の問題についての見解を表明されたわけですが、これをお読みになって、今のようないくつかの段階で、この程度の法律で、あなたが期待をしておられるような、また私が心配しておられるような問題が解決できるというふうにお考

えてございますか、どうですか。

○藤井(貞)政府委員 常態の勤務の場合におきましても、なお町村等におきましては一般の人事管理の体制が十分に整っていない、そういう前提のもとにおきまして、災害非常時というところになった場合に、この基本法におきましては、いろいろ義務づけの部分が多くなっている。そういう場合には、たとえてそれだけでなく適正に行なわれておらない部分のある人事管理がさらに乱れてしまつて、公務員に対して結果的には不当なしわ寄せが来るのではな

りようなこと、あるいは他の住民の方なり、あるいは農業関係の団体の職員との均衡問題、従来の沿革といううなことから、そうきちと云わぬでもええじゃないかといううな感じがございますけれども、現在の市町村自体も町村合併で規模がだんだん大きくなつてきて、昔たまたま見受けられましたが、片手間で役場仕事もやっていると、片手間でやるといふ状態になっておるのです。そういう実態でございまして、それはそれといたしましても、現在の給与体系なり人事管理の体系というものが法律ではつきり明定をされております限りは、やはりその線に沿つてやつていただかなければならぬというふうにお考えをしております。それらの点につきましては、さらに指導の徹底と強化を十分に行なつて参る所存でございます。

○二宮委員 これは先ほど申し上げましたように、基本的に法律自体が非常に単怯ですよ。表面を見ますと、災害対策基本法というから、ほんとうに地方の団体は飛びつきたいような気持ちになる。ところが、財政の問題については、これは自民党の議員の方も社会党の議員の方も指摘をされましたけれども、財政的に見て参りますと、あるいは交付税を早期に支払うとか、それから予算の範囲内においてとか、あるいは政令の定めるところに従つてとか、あるいは逃げを打つておる。明確にこれを制定する限り、地方財政に対しては迷惑をかけないのだ、国の責任においてやるのだという点が非常に明確を欠いているのです。従つて、知事会や市町村会なども、ぜひこれを制定してほし

いという声があるのですけれども、内容をしさいに検討してみますと、財政的な問題としましては、こういう点が非常に不明確で、言葉は悪いですが、私も、逃げを打つておるような感じが私どもとしてはするわけなんです。従つて、今藤井行政局長の、こうあるべきだという考え方はわかりますけれども、この法律自体では、おそろくまことに遺憾であつたという状況が出てくるであらうというところを指摘せざるを得ないので、こういう問題は、基本的な地方自治体の財政なりあるいは災害に対する国の責任の財政的な面というものが明確にならないと、藤井行政局長の立場としては、そういう言い方しかできないであらうと思うのですけれども、これは後は財政局長にお尋ねすることにしたしまして、労働省の方がお急ぎのようございしますから、少し具体的に参りますけれども、ちよつとお尋ねしておきたいと思つて

です。第八十四条に、義務づけをされたところの人々が疾病にかつたりあるいは傷害を受けたら、あるいは死に至らしたというふうな問題が起りまじらぬ、これを補償しなければならぬ、これは当然のことでございます。これは当然のことな項でございます。この際、私は地方で実情を見ておるのですが、これは共済組合法が何かでもって具体的な例を示しておると思うのですが、たとえば脳出血でなくなつたという場合に、こういう者に対しては補償をやらぬというところが慣行として、内規ですか、規程ですか、そういうものできめておるわけなんです。それはしかし原因は非常に過度の疲労から出て参りまして、しかも職場で防災計画をやつておる、あるいは災

害復旧をやつておる、そういう現場で病気が起こったというときでも、なお

そういう病気が遺傳的であり、あるいは何らかの理由がもとであるというように、その理由をもつて、その人に対しては労働基準法で定められておるところの遺族補償であるとか葬祭料とかいふものを支払わないというようなことが地方であるわけでございませう。そこで、お尋ねしたいのは、このような非常事態において公務員を派遣をし、あるいは業務に従事させ、こういう問題を法としてきめておるわけなのでございませうが、そういう場合には、この種の原因が、たとえば脳出血であるとかあるいは心臓麻痺であるとかいふような問題に死因があり、またこれに大体元来が遺傳的なものから、あるいは元来が個人が持つておる病気のものが出てきたのだから、こういうような理由をもつて補償をやらぬ、こういうようなことがありはしないかというのを私は心配するわけなんです。ここでは具体的にそういうことはきめられておりませんが、「政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、云々と、こういう表現になっておるわけでございませうけれども、そういう点についてはどうですか。たとえば、一例として脳出血、脳溢血というような問題を取り上げまして、非常な過度の疲労から、その現場においてその病気が発生をして、なくなつた、こういう場合に、八十四条における補償というものに該当するのかわからないか。これは非常に具体的でございませうけれども、そういうことについて、どのようにお考えになつておられるか。これは行政局長に

もあとから見解をただしたいと思ひますが……

○上原説明員 お尋ねの件でございませうが、十四条に関する限り、これは「区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者」ということでございませうので、私の方で答えざる筋合いではないかと思ひますが、労働者に限ります限りは、今お尋ねの脳出血とかそういうたぐひの場合には、業務に基因するかどうかというところが、判定がなかなかむずかしい例がございませう。私どもとしては、要するに業務に基因したか否かという点につきまして、しさいに検討をして、その個々具体的な例によつて判断をする、こういう態度でおるわけでございませう。

○二宮委員 基準法にもそういう突発的な死という問題が起りました際には、それを直ちに医師に見せて診断をさせなければならぬという項目がございませう。しかし、普通常識的に考えて、その業務に従事しておる間に疲労が重なつた上で、あるいはこれは五年先に起こるかもしれないけれども、そういう場合に、そういう業務命令的なもので、現場で働いておる、こういう事態が起りました際に、これが病気の原因がどうかから、病気の性質がどうかからこれにはやらないのだ、こういうようなことは、私はこの法律の趣旨からいいますと、考えられないと思ひます。あなたの例に示されるように、一にかかつて医者の診断にあるのだ、こういうことなんですけれども、ここにはっきり法律として第八十四条に出ておる際に、これは行く者自体についても、あなた自身

がそういう立場に立つた場合に、ぜひ派遣をしてもらいたいという要望があつて派遣された、ところへ行つてみたら、大へんな事態だ、そこで夜の目も寝ずになんか、そういう事態の中で病気が起つてきたという際に、これを病気の性質がどうかから、あるいはお医者さんの診断がどうかから、直接その業務に原因をしないのだというふうなもつ判定をするとなれば、これは私は遺憾にとつても大へんな問題であるし、本人にとつては非常な問題だと思ひますが、こういうことに対して、今の答弁よりもいさし前進をした、突つ込んだ御答弁がいただきたいと思ひます。無理かもしれませんが、一つ、行政局長でもいいです。

○藤井(貞)政府委員 労働者については、労働者の災害補償、公務員については公務災害補償、その他これに類する制度が今実施されておるのでありますが、今御指摘になりましたこの八十四条は、市町村の区域内の住民あるいは応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させるといふ場合において、その業務に従事した者がそのために死亡したり負傷したりした場合におけるその損害の補償の規定でございませう。しかしこの点、場合は異なりますけれども、今お話しになつております認定の問題ということになりますと、大体同じ基準でもつて考えていくべき筋合いのものであらうといふふうには思ひます。問題は、これは私の私見にわたる部分があるかもしれないのですが、結局死亡という事実があり、また場合に、その死因ということに初めてかきめてか

るといふことは適當ではないのじやないか。脳溢血であるからこれは当たらないのだというふうな、一方的なきめ方は私は適當でない、むしろ問題はそのためというところ、業務に従事させ、あるいは公務に従事したことによつて、そのために死亡という事実が起きたかどうかというところの認定が大事であらうと思ひます。その点では、私といたしまして、その直接の死因、あるいは原因というところだけでも形式的に分類をして認定をするかしないかというふうにかきめてかかることは適當でないと思ひます。なにかんなく、この八十四条のごとき場合は、本人が自発的にやるとか、なにかいふことではなくて、緊急措置をやる場合に、住民なり現場にある者を命令をさせて、いわば強制的にその業務に従事させるといふことでございませう。そういうことでございませうので、当然それらの状況というものは多分にその認定の要素としては入つてこなければならぬわけでありませう。ただ、そのためにすべてのものが乱給に陥つていくというふうなこともむしろ困りますけれども、あまり形式的な解釈でもつてやつていくといふことは、むしろ慎むべきことではないかというふうには私に考へております。

〔委員長退席、渡海委員長代理着席〕
○二宮委員 時間の関係等から、ささいな問題から入りましたので、労働省の方については、以上申し上げました程度で私の質問は終わりたいと思ひます。次の方に行かれてけっこうでございます。

という問題について、ただ希望的な観測であるとか、あるいはこうあるべきであるというふうなことではなく、少なくとも国が責任を持つて法律を制定いたしました以上、労働者に対してそういう不利な条件になつたり、あるいはそういうことによつてしわざを受けたりするようなことについては、十分にその監督をして、そういう事態の起らないように、これは行政局長にもお願いしておきたいと思ひます。大体地方の自治体の給与の実態等について十分日常ごころから把握をされまして、こういう法律を作つたために公務員に対するしわざの起こつたりすることのないように、あるいはそういうものであるというふうな希望の観測ではなくて、それらにつきましては十分に財政当局とも話し合ひをされまして、部内の調整をされました上で行政指導をやつていただきたいというふうに要望いたしておきます。

労働省の方は以上でございます。
○太田委員 ちょっと関連して。労働省がお歸りになるそうですが、賃金の支払いです、さつきおっしゃつたこととよくわかると思ひます。けれども、災害が起きた場合に、この何条かにきめてありますけれども、いろいろの政令で制限をしなければならぬ緊急非常事態がある。これは大災害の場合です。そういうときには、支払い主もやはりお金に困るでしょう。実際にお金に困つて払えない状態が出てくるのです。だから、あなたの方のさつきおっしゃつたことは、物資の統制であり、資金統制であり、あるいは商取引の統制だ、こういう統制事項が政令にゆだねてあるわけですね。資金統

制の思想が入っている。実際上の経営者は困ってしまっていて、払いたくても払えない。そこで基準法上の取り扱いと現実の矛盾が出てくるのです。その際に賃金の最高額の決定などというのをなさいとすると、全体に賃金を少なく払うという思想が出てくる。今の基準外労働などというものはなかなか認めてくれない。だからそこにおる工場の人たちは、水が入ったから水を一生懸命に防いでいたとか、あるいは破壊されてしまった建物の取り片づけをやったような場合さえも、工場の方では、別に工場として頼んだわけではないから、それは工場が払うべきものじゃないという、こういう問題が出てくるでしょう。そうすると、そこで片方の失業手当を払うか払わないかの問題が出てくる。工場が業務を停止してしまつたのですから失業手当を払うべきであると言つと、失業手当の査定の方では、工場の仕事をやっておるじゃないか、土のうを積んだりその辺にぞうきんをかけてみたり、廃材の取り片づけというようにすることがあるから、そこにおつた以上は何かがやっていると違ひないから、払うわけにいかぬと言ふ。こういう失業手当の支払いを拒否され、片方の賃金の方は払えないと言ふ、この相剋、衝突、矛盾が出てくるのが非常に多いと思うが、そのときにずばり何かやるものさしは用意されておりますか。

○上原説明員 災害が起りました場合に、災害を受けた工場といつたし、賃金の支払いに非常に困難する、こういう場合が多かろうと思ひます。私もといひましたし、基準法の定めによりまして、全額をいつ幾日

に支払わなければならぬ、こういう使用者としての義務があるわけでございますが、その義務を履行することにつきまして十分監督指導をして参りました。ただ、しかしながら、使用者としていかなる努力をしても支払えない、こういう問題が起つておるわけでございます。そういう場合につきましては、監督指導を通じてできるだけ円滑に賃金の支払いがなされて参りますように、十分指導をして参りたい。

ただ、休業をするという場合に、これは天災地変の場合には休業手当の支払いがないわけでございます。休業手当の支払いの義務がないということになりますけれども、従来まで大きな災害が起つて参りました場合に、われわれといひましては行政指導といひまして、休業手当に類する額の手当を支払つてもらいたい、こういう指導を今までやつてきておるわけでありま

す。また、その指導に従つて、今までの例を見ますと、休業手当に類する額あるいはそれ以上の賃金の全額が支払われているというのが実情でございます。

○太田委員 ちよつとわからないからお尋ねします。その休業手当とか云々という名前のものは会社が支払うのですか、それとも国が失業保険の中から支払うのですか。どつちですか。

○上原説明員 雇用関係にある以上は、失業保険金は支給がなされません。

○太田委員 そうなると、われわれは伊勢湾台風の災害を経験しておりますから、そういう体験の上から申していいのです。あの台風のときは失業保険の特例というので、待期間なしに

払つてゐるでしょう。工場の煙突の煙の絶えたときは仕事のないときです。だからその絶えた日から払う。これが伊勢湾台風のわれわれの教訓ではないかと。また体験であり、政治の積み上げですから、それを御破算にするという事は、この中に入つてゐるはずがないでしよう。してみれば、いかなる非常事態、緊急事態が起きようとも、災害によつて工場の煙が絶えたときには、その労働者に対する失業手当、失業保険金の支払いは待期間なしに即日開始されるというのが恒常法化していいと思う。そういうことでないですか。

○上原説明員 私は実は失業保険の関係を所管いたしておりますのでお答えできませんが、建前といひまして、失業保険金の支給は雇用関係がある間はなされないと建前でございます。

○太田委員 そのままでこの問答が終つてしまふのです。今あなたは労働省を代表していらつしやるという立場から、賃金の問題を二宮委員が質問なさつたわけだから、単にここにある何条とかの解釈ということについて、あなたの所管のことだけでお答えいただくのではなくして、総合的に災害と工場と雇用主と労働者という関係を解明していただかなければ、この政令は何を意図しているかというものが読めない。あなたがお答えできないければ、内閣総理大臣にかわつて藤井行政局長、どうですか。

○藤井(真)政府委員 内閣総理大臣にかゝるような資格はございませんが、この緊急事態のところで書いてござい

ますのは、賃金の問題であるとかあるいは金銭債務の支払いの延期ということとなし得るような体制だけを確立しておきたいということでございます。今お話に出ておりますような点は全然触れておらないのであります。これは労働基準法なりあるいは失業保険の制度の運用の問題あるいは改善の問題につながつて参るのではないかと考へるものであります。ただ、それらの点について、事災害という事に起因していろいろな事態が起きて参ることに相なりますれば、当然基本法自体とも無縁とはいへないわけでございます。また、それらの点につきましては、またこの法律の精神論になりましては恐縮でございますけれども、その趣旨にのつとめて、なお改善を要するものがございしますれば、各省所管の法律制度につきましても、なお改善、検討が行なわれることを期待いたしておるのであります。

○二宮委員 先ほどちよつと申し上げましたが、今回の法案を通読いたしました、地方の自治体といひましては飛びつきたいような表題です。タイトルはまことにいいのです。ところが、前から指摘をされました議員と同じように、肝心なところで逃げてゐる。継ぎはぎだらけで背骨がないというように、全く背骨がない、継ぎはぎだらけと申しても言い過ぎではないと思ひます。それから行政課長も、残念ながらこの法案については一人でもって答弁をさす自信はだれもないのだという答弁をされたように記憶をいたしております。われわれが考えますのは、国民の立場からあるいは地方自治体の立場から

も、災害を防ぎたいという気持は同様なのであつて、この基本法だと、何たか国でもつて基本的な問題を解決してくれる法律だ、このようにタイトルだけ見ますと考へるのは、ところが實際問題といたしましては、これは各委員が指摘をされましたが私は重複することを避けませんが、何といつてもお金です。地方財政を確立すること、あるいは国が財政的に援助すること、これが一番根本問題なんです。ところが、それについては、先ほどちよつと申し上げましたが、あるいは政令で定めるところか、あるいは早期に支給するとかいふような言葉で逃げておるわけなんです。そこで地方の自治体といひましては、私も陳情書ももらひました。おそらく奥野さんももらつたと思ひます。地方六団体から、十月十七日付でもつて、こういうことについて

案自体が財政の問題をすっぱかしている。そこでちょっと読み上げますよ、重復するおそれがありますけれども、地方六団体から要望のあります問題は、第一として「第四十条、第四十二条、第四十三条及び第四十四条」、これは地方の地域防災計画の作成ということとを規定している条でございまして、「及びこれらにもとづく第四十七条」、これは防災に関する組織整備の義務づけの条でございまして「第四十八条」、これは防災訓練をしなければならぬという義務づけの条文です。「第四十九条」これは防災に必要な物資及び資材の備蓄をやらなければならぬという義務づけの条文です。「の規定による必要な経費については、国庫負担とすること。これを定めるかしないか、これがまず地方の六団体としては緊急第一の問題として要望しておる問題でございまして、財政局長どうですか、こういう要望についてはあまり財政的に逃げを打たずに、この基本法を定める限り、今回は準備できず提案はできなかったけれども、これらの問題については当然国が見るんだ、こういう御答弁ができませんか、どうですか。

○農野政府委員 法律が制定され、施行されるようになって参りますと、その法律に従ひまして所要とされる財政需要につきましては、十分まかなわれよう具体的な措置は当然講じなければならぬと思つております。内容によりましては、基準財政需要額の増額というような措置を講ずる場合もございましょうし、ものによりましては国庫補助負担金の計上というふうなこともなろうかと思つてございまして、

○二宮委員 財政措置は、あるいは補助

助の増額の問題にしろ、あるいは交付税の増額にしろ、そういう財政措置は行政事務としてあなたの方でやられたいと思つております。地方はお金ももらえたいんです。そこで今の第一の要望であるところの国庫で負担をするということについては、明確に農野財政局長の御答弁で、私は国が見るという答弁が得られたと思つて、従つて次に参りますけれども、第二の要望として、第八十四条の応急措置の義務、これがございまして、先ほども私が指摘をいたしましたところのいろいろな義務づけをやつて、そこから起つた事故そのほかについては、これをせむ傷病は傷病、死亡は死亡というふうな問題について、これを見なければならぬという義務づけがあるわけなんですけれども、これらを地方自治体にかかして、お前たちの方でやれやというふうな形にならないように、これもこういう法律を作る以上、国で全額負担をしてもらいたい、こういう御要望があるわけなんです、これはどうですか。

○農野政府委員 内容に基づきまして、当該団体の財政需要に基づきまして、必要な措置を講じなければならぬと思つております。その財源の与え方としては、あるいは国からの補助負担金の問題もございまして、先ほどもちよつと申し上げましたが、こういうものについては基準財政需要額に算入するということもあるいは困難かもしれせん。従ひまして、そういうものはそのつど特別交付税の計算に算入していくというふうな方法を講じた方が妥当である場合もあると思つております。いずれにいたしましても、そ

れぞれに適切な方法を工夫して参りたい、かように考えております。

○二宮委員 そのほかの条文といたしまして、この法案が制定されて参りますと、地方においては財政支出の問題で相当重荷を負わなければならぬ問題が起つて参ると思つて、しかしながら、災害を国民全部の力で、国の力で守ろうという基本的な考え方から参りますと、地方六団体が要望して参りますように、国の方で財政措置の方途というものを講じなければいけない、このように考えるわけですが、今例として一、二をあげましたけれども、そのほかにも国が見てもらいたい問題が相当にあると思つて、そこでこれらは、やがてもし法律が制定された後においては、地方の防災会議、中央の防災会議において計画は樹立されると思つて、これを国の力において財政的にも実施をしていく。こういう方向でぜひ御推進をいただきたい、こういうふうに考えるわけですが、大臣お見えでございまして、大臣、そういう点についてはよろしうございませうか。

○安井国務大臣 お話しの通りでございまして、これを国、地方をあげて総力で防災態勢を作つていこうというところとございまして、国としてもできるだけ配慮をいたしたい、こう考えております。

○二宮委員 巷間大臣答弁というのがあるのです。というのは、どっちにもとれる答弁が、大臣答弁という言葉の言い現わし方です。今あなたがおっしゃられた、できるだけやつて参りたい。これは聞き方によると、大それた

れしいような、また一面ずいぶん逃げ道のたくさんある答弁なんです。そこで私は、基本的に防災という問題については、従来日本の国が置かれた地層のあるいは地形的な条件、そのほかいろいろありましようけれども、予防にしろ復旧にしろ、あるいはそれらの計画にしろ、当然国が責任を持つてやるべき問題であるというように考えるのです。できるだけのことをやるんだというふうなわけを大臣答弁でなく、この前から言われておるような、あるときには積極性を出してみたり、あるときには多少引つ込んでみたりするよなことでなく、明確に御答弁をいただきたいと思つております。

○安井国務大臣 お話しの通りでありまして、決していいかげんな、あいまいな答弁のつもりではないので、これはこの法案の中にも国で持つべきものについてははっきり区分をして、国で持つべし、こういうふうな条章でも明らかにうたつておるのでございまして、これは国で十分の措置をいたすという前提のもとに、この法案は考えております。

○二宮委員 それでは本会議における川村議員の質問に対する水田大蔵大臣の答弁を官報で読み上げますと、あなたのおっしゃるのとははらと違うか、あなたよりもやや消極的な答弁なんです。財政的な問題はほけて、いじやないかという質問に対して、それがために第七章を作つたんだ、第七章に財政金融措置という条章を作つておるじやないか、だからいいじやないかと、端的にいえばそういうことなんです。そこで第七章の財政金融措置という条項を見て参りますと、これがまた

まことにいいかげんな条項なんです。先ほどから申し上げておりますように、予算の範囲内において云々とか、あるいは繰りかえてどうこうだとか、あるいは起債計画の範囲内において云々とかいうような言葉でもつて、これは現時点といたしましてはやむを得ない答弁かもしれせんけれども、聞く方としては、まことにたよりない第七章なんです。第七章が設けられたからもういいではないかということでは、答弁にならぬと私は思つて参ります。従つて、第七章を一々分析して参りますと、やはりばかし方が国の責任であるかのごとく、あるいはできそうではないという問題もずいぶんたくさんございまして、これらはやがて水田大蔵大臣の答弁のように、特別立法で措置した問題を恒久立法として検討して準備をして次の国会に出したいと思つた、大蔵大臣の答弁を要約いたしますと、こういうことなんです。従つて、こういう法案が出た限り、国としては当然見るべきものは見るのだというふうなことは、答弁としてはまことに不満足だと私は思つております。そこでこの災害対策基本法というものに出します際には、第七章を作つて財政金融の問題を措置したから法文的に体裁が整つたという意味ではなくて、いまだ少し実質的に、これらに關係した具体的な法案を準備して同時に提案をしていくという行き方ではないか、国の誠意は認められなかつたらぬと思つて、そういうものが出るまでは、これはほんの足がかりになる程度のものであつて、ほんとうの意味においては絵にかいたもちみたいなものだ。先日來のだけれかの答弁で、一歩前進だからいい

じやないかという答弁がありましたけれども、この基本法という名前に対しては、私が申し上げましたような具体的な立法措置というものを、やはり農業基本法というのかかわら、農業基本法というものを作ったら、その近代化資金の措置についてはこうするのだ、あるいは転作の場合にはこうするのだという財政的な問題を添えて、それを立法化して同時に提案をしていくというのが、単なる答弁でなくてほんとうに誠意ある政府の災害対策の基本態度ではないか、このように思うのですが、どうです。

○安井国務大臣 大蔵大臣がどこかの委員会でもどういうように答弁されたか知りませんが、本会議における答弁につきましても、私どもも十分打ち合わせをされました結果、この基本法が通ることによって今後——たとえば六月以降のいろいろな災害法にいたしましても、非常に時間と手間を食って、三カ月も四カ月も対策が基本的にくまらないうなことから、今後はそういうものに対する一つの基準立法を作って迅速にこれを処置できるようにやりたい、こういうことを大蔵大臣も意思表示をしておられます。従いまして、そういう打ち合わせに基づいて、本会議におきましては、この法案が通ればそれに対応するそういう立法は次の国会をめぐに自分もやるつもりであるということをお大蔵大臣も言明しておることは御存じの通りであると思います。

なお、今の今の責務につきましても、お話しは私もごもっともだと思えます。第三条でも、国の責務のところにおきまして、すでに国がやるべき仕

事については明確に責任をとらなければいかぬ、こういう文章をうたっておるわけでありまして、さらに今の第七章でございまして、そこではいろいろと細目的な方をしていっているわけでありまして、建前は、こういうように第三条におきましても国の責務を明らかにする、こういう点もうたっておりまして、そういう意味からは、二宮さんのこのお気持といえますか、御主張にさからって法律じゃなからう、私はこう思っております。

なお、農業基本法において相当具体的なものがあるから、あれと同じような形でなぜ作らなかったか、これは私に程度の問題だろうと思えます。いろいろお考え方もあらうかと思えますが、御承知のように、農業基本法におきましても、二十何本の付帯法律案ができなければほんとうの実のある法律にならないということになっておるとは御承知の通りだと思えます。しかもあれは農林省だけでいろいろとやっているとける問題なんでありまして、今度の災害防止対策というものは各省、各機関をあげてそれをまとめていかなければならない、そのまゝめていく足がかりをまず作って、こう、こういう意味でございまして、その意味での一歩なり十歩なりの前進なのでございまして、決して後退をしておるということもろはどこにもなからうという確信を持っていくわけでございます。どうか一つそういうふうな点につきましても御了承を賜りまして、ぜひ慎重御審議の上、御成立をお願いする次第であります。

○二宮委員 一省でやったからあいののでできて云々という御答弁ですが、各省間にまたがるからわれわれとしては一そう心配なんです。各省間にまたがるから、こういうものが一応できるのに相当難産したであらうと思ひ、従って、これに基づいての予算措置その他については、まだそのほかいろいろな問題があるのではないかと申すのです。だから、大臣の御答弁の裏をとるようでございますが、逆に申し上げると、そういうような各省間にまたがる問題であるから、法律というものを一応作って、それを一併に提案してくるという努力を前もってすることの方が私はいいのではないかとこの感じがするわけです。水田さんの答弁は「過去何回もの特例法の内容を比較検討いたしましたし、また、そのときの特例法がどれだけの効果を上げていたか、実績はどうか」というような調査をもとにいたしまして、来国会に提出できるところを目標に成案を急いでおるところでございまして、こういう答弁ですね。

〔渡海委員長代理退席、續議員長代理着席〕

ですから、私は先ほど申し上げました考えからして、あなたの御答弁を聞きましてもなかなか理解がでないのは、この法案自体が各省、各府間のみならず関係のあるものを、いわゆる最大方約数に制約をせずと並べてしまった。従って、できるまではなかなか難産だったろうが、今度これに水田さんがおっしゃるような特別立法の分の実績を検討して、これをもとにして、これに関連する肉づけの法案を作つて、来国会を目途に提案をしていく、こういう段階になりますと、これ

は一省でやる問題でないだけに、私は非常な問題があるのではなからうか、こういうふうに考えるのです。そうかといつて、私どもとしては、私ども自体も災害対策基本法というものを作ること自体については決して反対をしておらないのです。ただ、このように形の、肉のない血の通っていない法案では私は困ると思うのです。もう少し肉づけのできた、もう少し国民が安心をし、地方自治体が安心ができるようなものを作つて、この災害対策基本法という名にふさわしいようなそういうものを一つびしと打ち出してもらい、こういう姿が私は一番望ましいのだというように考えるのです。その点は多少あなたの方は、一つ法案を作つておいて、十歩前進というか、私は十歩前進とは考えませんけれども、法案を作つておいて、その法案を足がかりに各省間の予算をまとめて、防災計画を作つて、それでもって予算要求を各省でもってやつて、それに関係のある法律を作つて、次の国会にそういうものを提出してくるのだ。こういう行き方では、実際問題として地方の団体なり私どももなかなか納得をしかねるのです。なぜこれだけをこんなに急ぐ必要があるのかという感じが実際のところするわけです。あなたの考えでは、これをやれば一つの橋が渡れたのだから、その橋を渡った向こうの景色を展望してみても、それから次の国会に出して漸次進めていく。こういう行き方の方ですけれども、おそろく地方行政委員の皆さんは、私が今申し上げましたような少し肉がつき、血が通ったところの法案であつてほしいと

いう希望があるのではないかと同時にまた地方自治体そのほかにおいてもそのような希望を持つておるのではないかと私は思ふ。なぜ地方の六団体がこれを早く制定してもらいたいというところを要望するかと、この災害対策基本法という名前につられていられるのではないかと申す。名前につられていられることは、私が申し上げましたような肉がついて、血が通つて、地方では財政的にもらえるのだ、そういうことを期待をしてこの問題を要望しておるのではないかと申す。だから自治大臣が言っているような考え方は違つて少し逆行しているのではないかと、内容を見てみますと、何だかんなものかという感じが、おそろく内容を検討して参りますと起こつてくるのじやなからうかというように思ふのです。これは私の要望みたいなになりますけれども、そういう姿で、もう少し練り直す必要があるのじやなからうかというように考えるのですが、どうですか。

○安井国務大臣 基本法というものに対するあり方のお考えにつきましても、いろいろ御議論はあらうかと思ひます。こういった基本法にさらに具体的な肉づけをした方がより早いのか、ないかとか、いいのじやないかとか、これも私もごもっともな御意見だと思ひますが、今お話しのように、個々の具体的な肉づけというものをやりますには、またそれ相当の手続も要する。それから基本法というものの考え方では、あとはこれから具体的な案を練るというところだけではないのでございまして、いわゆる基本的なやらなければなら

らぬこの防災会議あるいは防災基本計画、これは今までなかったものなのです。なかつたものをぜひこの際基本的なものを作っていくという基本的な考え方があつた。それからさらに地方的防災活動を統一する、これも今までできていなかったものをやる。さらに今までその都度個々にきまつておつたものは将来やらなければならぬ。基準、法律というものを作らなければいかぬという義務づけをする。この三つの柱というものが、私は基本法の性格としてその後退したものと、あるいは単に足がかりという程度のものであつた。ただ法律の体裁といつたしまして、正直に申しまして、現在百幾つもある法律をそれぞれその場で生かしながら、そういう前進をやろうというのでございまして、技術的に相当困難な問題が現実にあるのであります。しかも、これも各省にまたがらないければ、今の防災省とか防災庁というような考え方を、各省の防災関係の機構を一つにまとめるというのは、これは一つの考え方であらうと思ひますが、今日の段階では、やはり建設省なら建設省における防災面をこの基本のあるエージェンツから推進をさして、それぞれの部署での機能を發揮させる方が、そういうものをみな集めてきて一つの防災庁というものにするよりは、より實際上の効果がいろいろな関係であるという判断に立ちまして、今のところ防災庁あるいは防災省というものはなくて、総合的なエージェンツを作つて各省の機能を發揮せよという考え方でありまして、いわば民主主義とファッショとの

違いのように、なまぬるところがあるのじやないかと思ひますが、それだけに相当苦勞して練つておる点も一つ読んでいただきますと、御理解いただけるのじやないかと、こう思ひますので、一つ何分ともそういう趣旨で御了承賜りたいと思ひます。

起りました場合に、それぞれの関係機関と連絡をとらなければなりませんし、

またそれぞれの必要な資材の備蓄もお話のように必要かと思ひますのであります。資材の備蓄については水防資材関係でしようが、そういう程度のことであつて、それ以外に積極的に国が援助措置をとつてゐるものは、現在のところあまりないと思ひます。

しかしその場合でも、地方団体としては、いざ災害が起つた場合に、どういふ系統の機関を通じて所要の資材を調達するかというふうなことにつきましても、ある程度の検討はしてゐるようであつて、災害が起つた場合にそれらの調達をして、配給その他の仕事もやつていくわけにございまして、けれども、そういう場合に国がどういふような援助をしてくれるのかというふうなことが、必ずしも平素から明らかになつていないわけでありまして、このことが、地方団体が確信を持つて防災計画を作り、いざという場合に急速な措置をとつていくというふうなことに對します一つ大きな障害になつてゐるのじやないだらうかという心配を持つておるわけでありまして。

二宮さんからこの法律につきまして具体的な事項がいろいろ欠けてゐるのじやないかという御指摘があるあつたのでございまして、私どもは、やはり積み上げ方式的にいろいろな問題をほぐしていく考え方があつたのじやないかと思ひます。またそのことを確立することが防災計画をすみ

やかに立てさせ、いざという場合に迅速な活動ができる基礎になつていくのじやないだらうか、こう思つておるわけにございまして。今申し上げたようなことでございまして、災害が起つた場合には、それについて一応の対策をとつておられますから、次の場合にはそれが基礎になつていくような仕組みをどの地方団体でも考へてゐるようであつて、しかし、遺憾ながら現状におきましては全地方団体においてそういうような防災の計画とか、いざ災害が起つた場合にどういふ措置をとるかというふうなことに、確立した対策が持たれてゐるというふうな状況には至つていないわけにござい

〇二宮委員 私に調査しましたところでは、九州などは台風などの常襲地であつて、大抵かねがね備へがあるわけなんです。私が聞きましておるのは、皆さんの方でどういふ法律を作る場合に、全国的に、いつやつてくるかわからない災害に對して、全く無防備な姿で行政が行なわれておるかどうかということが問題になるのであつて、そういうことについて全国的に調査をし、全国的にどのような予算を組む、全国的にどのような態勢を整えておるかというふうなことを、自治省は自治省として研究したことがあるのかないのか、研究したことがあるとすれば、どういふような程度の予算をもつてこれに對処しておるか。と同時に、この法律が通れば、それとは違つて来年度の地方財政計画の中に盛り込まれる、こういうふうな態勢がとれるのだというふうな確信を持つておるか。そういう具体的な問題をやは

り十分基礎にしてこの法律というものが作られなければならぬと思ひます。そういう調査も何もせぬで、全く無防備だといふような姿で自治省が地方の行政の事態といふものを把握しておるのでは、まことに心細い問題だと思ひますが、そういうことを調査なさつたことはないですか。

〇藤井(貞)政府委員 ちろんこの法案を作成する段階におきまして、あつた限りの調査等はやつてみたわけでありまして。またこの法案作成の基礎には、関係各機関でいろいろ答申案を随時出してあります。また行政監察局あたりの詳細な監察結果というふうなものも公表されておるわけでありまして。そういう面から見ますと、ちろん県によりまして、災害常襲地帯といふようなところと、そうでないところとは心がまえに相違があることは、これはやむを得ないかもしれませんが、その点ニュアンスの相違はかなりあるようであつて、全然無防備といふようであつて、全防備といふようであつて、格好ではございまして、それぞれ果の段階におきまして、ところによつて防災課あるいは消防といふような関連でその他一般の災害対策といふようなことも管掌いたしておるような仕組みにも相違しております。また、災害が起つた場合、あるいは発生をいたした際に、あるいは発生を、御承知のように災害対策本部といふようなものを置きまして、各部内の総合調整をはかる中核機構としてこれを活用されております。その他平時の場合では、これは御承知でございまして、計画自体も全然ないわけではございまして、たとえば水防法に基づく水防計画でありますとか、あるいは災

〇奥野政府委員 防災のために日ごろから準備してゐるということになりまして、一つは防災のための積立金というふうな問題があるかと思ひます。こういうことにつきましては、災害救助法に基づく積立金が全国で七億円の程度だつたと思ひます。しかし今日のよう金融制度が発達してゐます際には、それほど大きな意味はもうないだらうかと思ひます。なお、災害が

〇二宮委員 奥野財政局長にお尋ねしますが、それぞれ地方自治体では、都道府県を中心にして、都道府県単位でそれぞれ防災に對する計画を持つておると思ひます。救助の關係とか、あるいは救助物品の備蓄とか、あるいはまた防災のための一つの會議を持つておるのか、こういうものがあると思ひます。この法律でできなくなつておるのか、そういうものについて一番近い最近の都道府県は、どういふことであつたのか、私に質問を聞いておつたのですが、相当従来の行き方にも批判を加えて、従来の行き方に反省を加えた上に、どういふものを作り上げたといふこと、どういふものから聞きするのですが、都道府県で防災について予算を計上し、あるいは準備をしておるというふうなことに對しての統計的なことをあなたの方でお待ちですか。

〇奥野政府委員 防災のために日ごろから準備してゐるということになりまして、一つは防災のための積立金というふうな問題があるかと思ひます。こういうことにつきましては、災害救助法に基づく積立金が全国で七億円の程度だつたと思ひます。しかし今日のよう金融制度が発達してゐます際には、それほど大きな意味はもうないだらうかと思ひます。なお、災害が

〇二宮委員 私が調査しましたところでは、九州などは台風などの常襲地であつて、大抵かねがね備へがあるわけなんです。私が聞きましておるのは、皆さんの方でどういふ法律を作る場合に、全国的に、いつやつてくるかわからない災害に對して、全く無防備な姿で行政が行なわれておるかどうかということが問題になるのであつて、そういうことについて全国的に調査をし、全国的にどのような予算を組む、全国的にどのような態勢を整えておるかというふうなことを、自治省は自治省として研究したことがあるのかないのか、研究したことがあるとすれば、どういふような程度の予算をもつてこれに對処しておるか。と同時に、この法律が通れば、それとは違つて来年度の地方財政計画の中に盛り込まれる、こういうふうな態勢がとれるのだというふうな確信を持つておるか。そういう具体的な問題をやは

り十分基礎にしてこの法律というものが作られなければならぬと思ひます。そういう調査も何もせぬで、全く無防備だといふような姿で自治省が地方の行政の事態といふものを把握しておるのでは、まことに心細い問題だと思ひますが、そういうことを調査なさつたことはないですか。

〇藤井(貞)政府委員 ちろんこの法案を作成する段階におきまして、あつた限りの調査等はやつてみたわけでありまして。またこの法案作成の基礎には、関係各機関でいろいろ答申案を随時出してあります。また行政監察局あたりの詳細な監察結果というふうなものも公表されておるわけでありまして。そういう面から見ますと、ちろん県によりまして、災害常襲地帯といふようなところと、そうでないところとは心がまえに相違があることは、これはやむを得ないかもしれませんが、その点ニュアンスの相違はかなりあるようであつて、全然無防備といふようであつて、全防備といふようであつて、格好ではございまして、それぞれ果の段階におきまして、ところによつて防災課あるいは消防といふような関連でその他一般の災害対策といふようなことも管掌いたしておるような仕組みにも相違しております。また、災害が起つた場合、あるいは発生をいたした際に、あるいは発生を、御承知のように災害対策本部といふようなものを置きまして、各部内の総合調整をはかる中核機構としてこれを活用されております。その他平時の場合では、これは御承知でございまして、計画自体も全然ないわけではございまして、たとえば水防法に基づく水防計画でありますとか、あるいは災

〇奥野政府委員 防災のために日ごろから準備してゐるということになりまして、一つは防災のための積立金というふうな問題があるかと思ひます。こういうことにつきましては、災害救助法に基づく積立金が全国で七億円の程度だつたと思ひます。しかし今日のよう金融制度が発達してゐます際には、それほど大きな意味はもうないだらうかと思ひます。なお、災害が

〇二宮委員 奥野財政局長にお尋ねしますが、それぞれ地方自治体では、都道府県を中心にして、都道府県単位でそれぞれ防災に對する計画を持つておると思ひます。救助の關係とか、あるいは救助物品の備蓄とか、あるいはまた防災のための一つの會議を持つておるのか、こういうものがあると思ひます。この法律でできなくなつておるのか、そういうものについて一番近い最近の都道府県は、どういふことであつたのか、私に質問を聞いておつたのですが、相当従来の行き方にも批判を加えて、従来の行き方に反省を加えた上に、どういふものを作り上げたといふこと、どういふものから聞きするのですが、都道府県で防災について予算を計上し、あるいは準備をしておるというふうなことに對しての統計的なことをあなたの方でお待ちですか。

〇奥野政府委員 防災のために日ごろから準備してゐるということになりまして、一つは防災のための積立金というふうな問題があるかと思ひます。こういうことにつきましては、災害救助法に基づく積立金が全国で七億円の程度だつたと思ひます。しかし今日のよう金融制度が発達してゐます際には、それほど大きな意味はもうないだらうかと思ひます。なお、災害が

〇二宮委員 私が調査しましたところでは、九州などは台風などの常襲地であつて、大抵かねがね備へがあるわけなんです。私が聞きましておるのは、皆さんの方でどういふ法律を作る場合に、全国的に、いつやつてくるかわからない災害に對して、全く無防備な姿で行政が行なわれておるかどうかということが問題になるのであつて、そういうことについて全国的に調査をし、全国的にどのような予算を組む、全国的にどのような態勢を整えておるかというふうなことを、自治省は自治省として研究したことがあるのかないのか、研究したことがあるとすれば、どういふような程度の予算をもつてこれに對処しておるか。と同時に、この法律が通れば、それとは違つて来年度の地方財政計画の中に盛り込まれる、こういうふうな態勢がとれるのだというふうな確信を持つておるか。そういう具体的な問題をやは

り十分基礎にしてこの法律というものが作られなければならぬと思ひます。そういう調査も何もせぬで、全く無防備だといふような姿で自治省が地方の行政の事態といふものを把握しておるのでは、まことに心細い問題だと思ひますが、そういうことを調査なさつたことはないですか。

〇藤井(貞)政府委員 ちろんこの法案を作成する段階におきまして、あつた限りの調査等はやつてみたわけでありまして。またこの法案作成の基礎には、関係各機関でいろいろ答申案を随時出してあります。また行政監察局あたりの詳細な監察結果というふうなものも公表されておるわけでありまして。そういう面から見ますと、ちろん県によりまして、災害常襲地帯といふようなところと、そうでないところとは心がまえに相違があることは、これはやむを得ないかもしれませんが、その点ニュアンスの相違はかなりあるようであつて、全然無防備といふようであつて、全防備といふようであつて、格好ではございまして、それぞれ果の段階におきまして、ところによつて防災課あるいは消防といふような関連でその他一般の災害対策といふようなことも管掌いたしておるような仕組みにも相違しております。また、災害が起つた場合、あるいは発生をいたした際に、あるいは発生を、御承知のように災害対策本部といふようなものを置きまして、各部内の総合調整をはかる中核機構としてこれを活用されております。その他平時の場合では、これは御承知でございまして、計画自体も全然ないわけではございまして、たとえば水防法に基づく水防計画でありますとか、あるいは災

知識や技能やそのほかを全部格づけし、それを決定して、お互いに資料を交換しなければならぬという義務づけは、これは私は地方公務員としてやや行き過ぎではないかと思うのですが、これに対する解釈はどのようにお考えになっておりますか。

○藤井(員)政府委員 今御指摘になりましたようなことになって、別の角度における勤務評定のような格好になることは、この三十三条が予定しているところでは、どうもございません。われわれもそういうことは全然考えておらないのであります。ただ、いざという場合にすぐに役立ち得るようになどに、どういふ職員がおられるか、どういふ専門の職員がおられるかというようなことをはつきり把握いたしておきますことが必要であるということで、最小限度の情報交換をやっておきたいというところがこの規定の趣旨でございます。従いまして、技術にいたしましても、これは水道関係の専門技術あるいは土木の関係、建築の関係、農業の関係というようなこと、あるいは農薬の関係の中でも果樹の関係あるいは米麦の関係というようなことをあらかじめ知っておく必要がございます。また知識というような面になりますと、専門はどういう関係、財政関係の知識あるいは予算関係の知識、そういったもので特に相当の知識を持っておるというような点、あるいは経験の点につきましては、何年くらいこの人はやっておるかというような程度、この程度のことを考えていけば事が足りるのであります。それ以上にわたりまして、勤務評定というようなことが間接的に公表さ

題が非常に大きくこれに波及してくるということがございますので、そうしなば行なわれるような状態ではなからうと思うのですが、そういう非常事態の布告が行なわれたときの国のとるべき行政のあり方というものは一体どういうようにお考えになっておられるのですか、その辺を一つ御説明いただきたいと思ひます。

○薩井(貞)政府委員 具体的に災害緊急事態の布告がありました場合に、国の行政のあり方というようなものはどういふ形になるかということの想定でございますが、この場合におきましては、当基本法あるいは他の法令に基づいてやるべきことはそれぞれございまして、それらの規定に盛り込まれた内容をさらに強度に、集中的に行なうような体制になつて参ると思うのであります。ただ、その具体的な緊急措置というものがどの程度のものに及んで参るかということにつきましては、中央にできます防災会議、十一條の第二項の第二号に「非常災害に際し、緊急措置に關する計画を作成し、及びその実施を推進すること。」とございまして、ここでもって具体的にきめられることに相なるといふふうに解しておる次第でございます。ただ、この基本法案において規定をいたしております災害緊急事態が布告された場合の状況というものは、一つは緊急災害対策本部というものが設置せられて、防災対策についての強力な、そして集中的な行使ができるという道を開いておられますことがその第一点でございます。第二点といたしましては、緊急措置でございますが、これは戦前の帝國憲法時代においては、御承知のよう

に、財政の立場からは緊急財政処分あるいは法律にかわるべき勅令といたしまして緊急勅令というものが非常に広範に認められておつたわけでございまして。しかし、そのような一般的な法律にかわるべき政令が、たゞこの法律の授權に基づくものでございしても、あまり広範になることは、これは当然現在の国家制度、憲法制度のもとにおいては、そういう措置をとることが適当でないことは申すまでもないのであります。しかしながら、考えられる最小限度の措置というものは考えておく必要があるであろうということで、先般もお話が出ておりましたような緊急措置といたしましては、三つの項目につきまして政令が特に出せるという規定を置こうとしておる次第でございまして、それ以外に具体的などのような措置が行なわれて参るかということについては、結局この災害対策基本法でもってきめておきます予防あるいは応急の措置、災害復旧というやうなことが強力に、あるいは集中的に行なわれる体制になつて参るのではないかと、かように予想しておる次第でござい

て行なわれる。いわゆる戦前における戒厳令式なものが行なわれるということによつて、それにそむく者は百十六條以下に定められるやうな罰則の適用がやられる、こういうやうな事態は全然想定をしないでいいのですか、そういう点は国民として不安はございませうか。

○薩井(貞)政府委員 そういふ不安が絶無であるかどうかということにつきましては、疑問の点もなきにしもあらずだろうと思ひます。しかし、そうかといひまして、今の憲法体制下におきまして全面的に法律を停止してしまふ、あるいは憲法制度事態を一時停止するといふことは国の大本に触れる問題でありまして、そういうことは容認することではできないのではないと思ひます。一般論、ただ公共の秩序の維持と災害対策ということだけでもって、何事も法律によらずして政令でもってやつていけるというやうなことは、やるべき筋合いのものでもなし、またやれるべき建前のものではないと考へるべきであります。従ひまして、その点今お話しがございしましたやうに、市町村長がいろいろ権限の行使をやるわけでございしますが、これとて警察官なり海上保安官というものがその権限を行使するというものは原則として認めておりません。市町村がどうしてその権限の行使ができない、市町村の役場自体の機能が停止してしまつておるといふやうなとき、あるいは緊急措置を要すべき現場において役場吏員その他もおらないというやうなときに、これにかわつてやる、あるいは委任を受けてやる、そういうやうなことにいたしまして、まず一般的に原

則的に警察官なり海上保安官が出ていくといふことは、やはり避けていくべきが建前であらうといふふうに考へておるのであります。

○二宮委員 三つの問題について政令を発するというのは、国会が閉会中であるといふ事態の場合にできるということなんです。そして二十日以内の国会を召集して非常事態を布告したといふことの承認を求めなければならぬといふことなんです。私が非常に心配をいたしますのは、こういう非常事態の布告をすることによつて、自衛隊が当然なものであるといふやうな印象を国民に与えたり、あるいは私どもは基本的に憲法論で食ひ違ふ問題なんですけれども、こういう事態の際に、これらの働きの合法化するやうな方向に内閣総理大臣が閣議に諮つてやるということになりまして、二十日間というやうな事態が起こるといふ状態に私はなるのじゃないかと思ひます。そういうことは皆さんの方で中央の防災会議において将来想定をされていろいろ議論をされる具体的な内容はなと思ひます。その点今お話しがございしましたやうに、市町村長がいろいろ権限の行使をやるわけでございしますが、これとて警察官なり海上保安官というものがその権限を行使するというものは原則として認めておりません。市町村がどうしてその権限の行使ができない、市町村の役場自体の機能が停止してしまつておるといふやうなとき、あるいは緊急措置を要すべき現場において役場吏員その他もおらないというやうなときに、これにかわつてやる、あるいは委任を受けてやる、そういうやうなことにいたしまして、まず一般的に原

こるといふことになりまして、大へんなことにはなるのではないかと。これは一方ではいろいろ議論をしておる憲法に對する基本の問題が、あつて起らぬとも限らないわけですから、そういう憲法論に對する基本的な問題が決定的な段階に至らない前に、そういう既成事実を作つてそれを合法化していくといふことになる危険を、私はこの基本法をはらんでおるのではないかと、このことを心配するのです。その点は行政局長としてどうですか。これは大臣あるいは政務次官の御答弁もいただいてい

るのですが、法制的に法の文章の上から解決して、私は、今心配しておるやうな問題といふものは起り得るのじゃないかと思ひます。……

○薩井(貞)政府委員 御指摘になりましたやうな心配は全然起らないといふふうに考へておるのであります。と申しましたのは、災害緊急事態の布告が行なわれたといひしても、それによつて既存の法律等が効力を停止されたりするやうなことは、これは全然ございせん。法律自体は現行制度のまま、そのまま運用されていくことになつておるわけであります。ただ体制といたしまして対策本部が、対策本部の権限に属しておる措置を強力に行使するといふ効果は生まれて参りまして、それによつていろいろな応急措置等が講ぜられていくと思ひます。しかしそれはあくまで法律の規定に基づきまして、あるいは防災基本計画なり業務計画の定めるところに従ひまして行なわれることといたしまして、現行の法律の効力について何ら変更を加えるものではございせん。それだけにいざという場合に困るといふ事柄もござい

まうと思ひます。……

……

……

……

す。ございますが、その中で特に重要な点といたしまして、三つの点については、ほんとうは法律というものであつてやらなければならぬのであるけれども、そのいとまがないというところで政令を特に制定ができるというこゝとにいたしただけのことです。ございまして、他の法律等につきましては、何ら影響を及ぼすものではございません。

○二宮委員 大へん良心的な法の解釈だと思ふのですけれども、これはさうはいかぬ面もあると思ふのです。「災害緊急事態の布告を発することができ」という権限は内閣総理大臣に持たされておるわけですね。そうしますと、いろいろ社会不安を醸成するといふような問題が災害を契機として起こつてくる。そういう起こつてきた場合に、一体どのような措置をするかといふ地方の防災計画というものが私は問題になつてくると思ふのです。その防災計画を作るときには、あなたの

おっしゃる通りに現行法規というものは尊重されるのだ、こういうふうに言われるので、それでは現行法規が全部生かされるのだから何もさういふ不安はないじゃないかといふことになりまして、けれども、現行法規に対して二つの対立的な解釈があつたというやうな場合には、内閣総理大臣は一つの解釈の上に立つてそれを行つたといふやうなことが起こると、その場合に今私が申し上げておるやうな一つの心配点が起つてくるのじゃないかといふことを懸念をするわけです。現行法規がみな生かされてゐるのだから、さういふことは一切心配はないのだと言ひ切つてしまふことは、あまりに大胆過ぎるのじゃないかと私は思ふのです。これは

杞憂かもしれませぬけれども、法を作る上ですら、やはりいろいろの事態を想定して心配しておく必要があると思ふのです。だから、さういふ点についてはさう簡単に、現行法規が尊重される、心配するな、これでいいんだといふふうには私も受け取りがたい面があるわけですね。さういふ点についてはまた後日はかの人々が質問をすると思ひますので、この際、厚生省の方に一つお伺ひしたいと思ひます。

これはごくささいなことではございませぬけれども、公務員あるいはその地域住民に対していろいろの義務づけをしていくわけですね。退避する必要がある、あるいは何に従事しなければならぬといふ責任を一つ与えるやうなことになるわけですね。さういふことによつて疾病、傷害あるいは死といふやうな最悪の事態が起こつた場合には、八十四条によつてこれを見てやらなければならぬといふ規定になつておるわけなんです。そこでお尋ねしたいのは、さういふものに対して手当てをするところの医療制度の主体性はいふやうなものが持つておるのかといふことがちよつと心配になつてくるわけなんです。たとへば民間のお医者さんが、そこで被害が起こつた、直ちにそれに治療を加えるといふやうな場合に、私どもが聞き及んでゐるところでは、従来伊勢湾台風などでは、民間のお医者さんがそれをやつたことに対しては薬代も払わなかつたといふやうな事件があるやうでございまして、一体それが治療をするの主体を持つて、だれに治療させるのか。治療した者に對するさうした実費弁償の形における報酬はどのやうな形で認定してこれを支給していく

のかといふことについて、少し不安がございましてので解明しておいていただきたいと思ひます。

○瀬戸説明員 一般の者が従事命令あるいは協力命令を受けて救助に従事した場合、お話しのように疾病あるいは最悪の場合に死亡といったやうな場合の措置といたしましては、救助法の二十九条に基づきまして、大體救助事務に従事しております状態は、これは今府県知事の責任で救助をやつておるわけでございますが、實際問題としては市町村長の協力を得て実施していく。従つてさういふ救助組織の中の一員として働きます關係上、さういふ疾病なりあるいは事故が起きたといふ状態は、その關係者によつて一応事後に確認されるわけでありまして、お話しのとてがをしたといふやうな場合は、もよりの病院に行きまして必要な治療を受けまして、それでその間、それがなおりましたあとで、要しました医療費の請求書、または本人がお払いになつた場合は領収書を添へまして知事に出していただきますと、實際にかかつた代金をそのまま支払う、さういふ仕組みになつております。

○二宮委員 非常に混乱をしておる場合で、手続の方法なりあるいはさうした具体的な事実等がなかなか把握をし得ないといふやうな事態も起るのじゃないかと思ふのです。伊勢湾台風のようなあつた千数百名がなるといふやうな、従つて被災者が大へん数が多いといふやうな事態のときに、今私が申し上げましたやうな事態が事実としてあつたのですか、どう

○瀬戸説明員 伊勢湾台風の場合、今ちよつと数字を持ち合わせませんが、従事命令を發しましたのはごく一、二の例しかございませぬ。と申しますのは、實際問題として、従事命令あるいは協力命令の規定があるわけでありまして、ほとんどその命令を發しなくても支障がないといふことから、さういふ取り扱いがなされてゐないわけでございます。ただこれは事務としては前後するわけでございますけれども、当然さういふ状態の救助事務に従事した場合においては命令を出して行なうべきであらうといふものについて、混乱時におけることでもありますので、事後に命令を出してあとの手当てをするといふ例も聞かれます。

○二宮委員 希望しておきますが、さういふ災害のときにはいろいろの混乱が起こりますので、特に善意を持つて民間の医者がさうした者に対する手当てをする、あるいは善意でもつてやつたのに支払いができない、支払いをしてくれない、手続を教えてくれる人もないといふやうなことで、協力的であつた者が非協力的になつてしまふといふことは、大きな災害が起こつた場合にはマイナスの面が起つてくるのじゃないかと思ひます。さういふ点についての手落ちのない措置を一つお願い申し上げます。

それから建設省の方にお伺ひいたしますが、三十六年度に起こりました緊急災害復旧の問題につきましては、いろいろと現在大へん手厚い立法をしなから復旧工事をやつてゐるわけなんです。が、概括的に聞きしたいのは、過年度災害でいまだ復旧のできておらないところ、これは今後の災害対策として

ては一番痛いところなんです。さういふものを全国的に統計としておそろく調査ができておると思ふのですが、その点を一つ御説明いただきたいと思ひます。

○鬼丸政府委員 過年度災害につきましては、まず補助災害と直接災害、もう一つは災害関連またこれと同様なものがございまして。

そこで補助災害から申し上げますと、補助災害は三十四年度分が約二百九億残つておりました、これが八五%進捗いたしております。それから三十五年分は百四億残つておりました、現在の進捗率は六五%でございます。現在と申しますのは三十六年度の進捗率でございます。それから三十七年度分、これは当年災でございますが、これが二百八十五億、これは推定でございます。また調査定の確定してない部分もございまして、約二百八十六億の推定の額になります。そこで私どももいたしましては、これらを合わせましたものが来年度の予算におきまして、過年度の補助災害の事業費といふことになりまして、合わせますと約六百億に相なりますが、これを昭和三十七年度の補助災害事業費として所要の予算を要求いたしております。

それから次に直轄災害でございますが、直轄災害は、過年度として三十五年分が残り一億でございます。三十六年度、今年災はたいたのところ三十八億円の事業費に相なつております。

第三に災害関連でございますが、これには御承知のように狭い意味の小さな事業と申しますか、災害関連の事業

がございます。まずこれは三十四年が九億ちよつと、三十五年が約六億、三十六年が推定でございますが一億余りございます。広い意味の関連改良事業といたしまして、河川助成事業が三十一億、海岸助成事業が四億、地盤変動対策事業が七億、以上が災害関連ないしは助成の事業費でございまして、これらにつきまして来年度所要の予算の要求をいたしております。

○二宮委員 一番金額の多い、市町村が地元負担をやつて、国の補助をとりながら災害復旧をしていく、こういう進捗率が最もよくないやつですね。これはいわゆる地元負担がでないために、国から補助をもらつても返上しなければならぬという問題も起こってくるわけなんです、しかしいづれにいたしましても、災害の復旧ができないでいて災害対策基本法というものを作つてみたつて、これは一番突破口になられて、そこからまた災害が災害を呼んでくるわけなんです。そこで今承りますと、約六百億の補助災害については三十七年度で一応予算化すると、補助災害に関する限り過年の災害は一切なくなるという考え方のようですが、ただ問題は、こういう場合に国の方でも十分一つ御検討いただきたいと思つたのですが、地元の負担能力という問題と同時に、災害に対して、一方では基本法を出そうという意図がありながらも、政府自体大蔵省が財政支出を押えてくるというのが従来の行き方なんです。私も、午前中から私自身も、あるいはほかの議員も前から言つてゐることは、こういう災害基本法というものはつきり作ろうというのであれば、財政支出の問題を明確に

しなければ、これは画竜点睛を欠いてゐるという法律になるわけなんです。従つて、こういうような六百億に達するような補助災害、これは地元負担を加えますと、事業量は相当大きなものになると思つたのですが、こういう問題について国の理解が足りない、理解が足りないというところと表現がおかしいけれども、ほんとうからいって災害基本法を作つて、災害をなくそうという重大な法律を提案するくらいに気が持たなければ、従来できておるところの災害に対しては、これを完全になくするという基本的なものの考え方がなければ、私は矛盾すると思つたのです。これは一応の概括的な御説明をいたしたいことで、別に質問をする意思はござい

ませんけれども、一つそうした意味でおいて、災害対策基本法を作るといふ気持であるならば、従来の災害というものを完全になくするという一つの国の態勢というものを作つて後に考えなければならぬ。同時に、災害対策基本法を作るのであれば、財政的な基礎を十分に明確にしなければだめだということに結論的に私は思つたのです。行政局長さん、中央における防災会議というのには、大蔵省はどういうタッチの仕方をしておるのですか。

○藤井(貞)政府委員 防災会議の構成でございまして、これは十二条の五項にございまして、これは「委員は、指定行政機関の長をもつて充てる。」ということに相なつております。その指定行政機関というものをどうするかというところにございまして、これは国家行政組織法の第三条の機関、いわゆる各省各庁といわれるものでございまして、その中で内閣総理大臣が指定をいたしま

す。財政問題も重要な関係のあることとございまして、おそらく大蔵大臣もこの行政機関に指定されることは当然でございまして、その意味におきまして大蔵大臣も防災会議の委員の一員になつてやつていくことに相なると思ひます。

○鬼丸政府委員 先ほど申し上げましたことで少し言葉が足りませんでしたので補足いたしますが、先ほど補助災害について約六百億円の予算要求をいたしておると申し上げましたが、このうち三十四年災と三十五年災は先ほどの数字で一〇〇％達成する、三十六年災については二五％程度になるというふうな考へております。

○二宮委員 特別立法をやればできるのではありませんか。鬼丸政府委員 実を言へば方々いたしましては、御承知のように今まで緊要な工事は三・五・二という三カ年で復旧する、緊要でない工事は全体の三割くらいにございまして、それを入れますと全体が四カ年復旧になつておつたのでございまして。そういう予算の仕組みになつておりましたものを、先ほど申し上げました要求では、工期を短縮いたしました、緊要工事は二カ年で復旧しよう、緊要でないものを三カ年で復旧を達成するという方針のもとに、先ほどの金額をはき出してございまして、進捗率は、もしこれが通れば今申しましたように従来よりは一年ずつ短縮される。災害関連についても従来は六年でありましたものを五カ年で百パーセント達成しよう、こういう考え方で要求いたしておりますが、今後の予算折衝を要する問題でございまして、御了承願ひます。

○園田委員長 山口鶴男君。○山口(鶴)委員 気象庁長官がお見えになつてないようですから、それまで自治省関係の方々に幾つかの点をお尋ねをしてみたいと思ひます。

まず最初に、第二条の定義ということに災害とは何ぞやということがずっと並べられております。これを見て疑問に感ずる点を二つお尋ねしたいと思ふのです。まず第一は、「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波」こう並べてあります。その他の異常な自然現象」とあるわけでありまして、災害としてこれだけ並べてあります。災害として、わが日本には常襲的に襲つてくる災害といふものがもつとこれらのほかにもあると思ふのです。見てみますと、あとで政令で定めるようなことが書いてあるようでありまして、しかし先ほど二宮委員が、たとえば緊急事態に対する資金の支払いの問題について質問をせられ、政令で云々というお答えであつたが、事後で法律で定めるわけでありまして、当然わが国土において常襲的に襲うところの災害といふものは列挙すべきである、かように考えるわけなんです。これだけしか日本には常襲的な災害はないのですか。

○藤井(貞)政府委員 ここにも「その他の異常な自然現象」という表現をもつて表わしておりますように、これだけに限つておるわけではございせん。ただそれらの日本において常襲をいたします「異常な自然現象」の中で最も典型的と思われまふものにつきまして、他の法律規定の仕方等を参酌いたしながらこういう表現をいたしたのであります。御承知と思ひますが参考

までに申し上げますと、気象庁で出してあります気象災害年報というのがございまして、これを見ますと、ここに列挙いたしましたほかにまだかなりたくさんのものでございまして。その点について御参考までに申し上げておきますと、雷雨、大陸旋風、霜害、旱害、火山爆発、豪雨、冷害、地すべり、突風、濃霧、風塵、煙霧、潮風、凍土、土地の隆起、土地の沈降、沿岸急潮、海岸浸食等が「その他の異常な自然現象」として入つて参つております。

○山口(鶴)委員 非常に並べられました。その中でしばしば起こるといいますか、そういうものを列記したといふお答えのようですが、私の住んでゐるところは群馬県ですが、雷の常襲地帯です。それから私、子供のときに話を聞いたのですが、昭和の初年ごろで、東北地方に冷害等がありまして非常に東北の農民が悲惨な状態にあるといふようなことを聞きまして、そういうことを考へてみますと、雷はともかくといつたしまして、冷害とかあるいは霜害とか、こういったものは毎年々々災害として国会で絶えず問題になることとじゃないのですか。だとすれば、基本法として取りつておられるもの、毎国会で災害対策の大きな問題として取り上げる問題については、やはり網羅していただくということが常識ではないかと思ふのです。そういう点で、行政局長さんの方はお作りになつた立場でしようから繰り返して聞いても押し問答みたいになりませんが、政務次官どうですか、政治家の立場でござらんになつて、どうもこれはやはりまずいのじゃないかといふお考えはありませんか。

の充実の方が優先しなければならぬようなことにもなつて参りました。ややもすると庁舎や宿舍が占められがちでございます。御注意を承りましてまことに感謝にたえません。気象庁といたしまして、また運輸省の首脳部といたしまして、大いに新しくするところは、していただくならば、これこれのことであるというところは十分用意をして、毎年予算の要求準備にかかつておるわけでございまして、今気象庁から参つておりますので、ちょっと時間をかしていただければ、その数字は大体わかりますから、お聞き取り願いたいと思ひます。

○和達政府委員 五カ年計画の一年が済んでおりますので、四カ年といたしまして、私どもの計画では、宿舍も含まれて全体で二十六億になつております。この中には気象庁の本庁舎のたぐひは残りの分も含んでおります。

○山口(鶴)委員 気象庁の一年間の予算が五十億だと聞いております。近年の災害が一年間大体二千億あるいは三千億と言われているのであります。が、実際にその額から比べますと二%にも当たらぬくらいは気象庁の予算だといふことになるかと思ひます。二十六億で施設が全部永久建築になつて、そうして台風が来た、レーダーで一生懸命観測をして、その結果を観測室の人たちが、いろいろレーダーばかりでなく、各地のレーダー等の資料も入れて、そうしていつごろそれは大阪に着くとか、そういう観測をやつて、風を観測している観測室がこれによって予報もできなくなつたという事態を二十

六億で直せると思へば、私は非常に安心しないやないかと思ひます。これなどについては、四年といわず、一年間くらいでやるくらいの決意は、次官、ございませんか。

○有馬政府委員 私、大臣初め運輸省に参りまして、全く同様な感じを持つたのでございまして。いろいろ事情を聞いてみますと、毎年そういうようなことで、そうした理想的なことが実現できないで来ているという現状が、率直なところでございまして。ことしも、そういった御注意でもございまして、気象庁に対する国会方面の同情も大へん集まつておるときでございまして。皆様の御協力を得て、例年以上の熱意をもつて予算獲得に当たりたいと思つております。

○山口(鶴)委員 大体私運輸省にどうして気象庁があるのか、経過を知らないので奇異に思つておるのですが、気象庁長官、もし運輸省のもとにあつて予算が取れぬで困るというのだったら、気象庁を運輸省以外に移したらどうですか。科学技術庁に移すとかあるいは総理府に移すとか、自治省に移すとかどうか私は知りませんが、そのくらいの勇氣があつていいのじゃないか。やはりどうしても運輸省でなければまずいのですか。あまりけちけち運輸省がやつてゐる場合には、出て、ほかの省へいった方がいいというようなことをお考えになることがあつたんじゃないですか。どうですか。

○和達政府委員 中央気象台が気象庁になりますときに、いろいろそういうお話がございましたが、気象庁は、御承知のように、非常に各省と関係がございまして。結局、航空というやうな問

題、あるいは海上の問題、そういうことから、運輸省に從前からありましたので、変える理由がない、変えればまあ総理府直屬ではないかというやうなお話で、この際気象審議会というものを作つていただきまして、各省の連絡を非常によくするというで、前のまま運輸省についておるわけでありま

す。

○川村(總)委員 ちょっと関連して。今、山口委員が気象庁の皆様方にいろいろお尋ねしておりますが、ちょっと一言聞かせておいていただきたい。台風のことではございますが、マリアナ群島北方に何々の大型台風ができたという、ああいう連絡、情報は、皆さん方の手をつかんでおられるのでござい

ますか。あるいは、アメリカの気象観測隊というのか、そういうものの情報によつて皆さん方が受け取つておられるのでございまして。これは次官、どういう手続でございまして。その辺のところをちょっと……

○有馬政府委員 現在気象庁の手によつてつかんでおります。

○川村(總)委員 気象庁が飛行機を飛ばしてそれをつかんでおられるわけでありまして。船が出ていってつかんでおるわけでありまして。

○有馬政府委員 飛行機は別でござい

ます。飛行機は米軍の協力を得ております。

○和達政府委員 気象事業は国際的でございます。海上船舶にしまして、この地域の気象も、それを利用したいところが受け取れるようになっておるのでございまして。飛行機は、現在アメリカが飛行機による観測をいたしております。

ます。その資料は全部気象庁に送られることになっておまして、同様の資料を私どもも持つておるといふ状態でございまして。

○川村(總)委員 またいづれお聞きしたいと思ひますが、米軍がとつた気象情報を皆さん方に連絡する。米軍というのは、おそらく私は第一義に考えられるのは軍事的じゃないかと思ひます。そうすると、皆さん方がほんとうに台風なら台風のそういう気象情報をキャッチなさるのに、おそらくは満足な情報をそのものが得られない場合がありやせぬか、こういうことを、私、しろうとでございまして、危惧するのですが、そういうことは全然ござい

せんか。

○和達政府委員 飛行機の観測を自分の手でいたしまして、好きなときに好きな場所の観測ができれば最も都合がいいわけでありまして。飛行機の観測は非常に困難な作業でございまして、アメリカ空軍がやつておることも非常に困難なことをいたしておるのでございまして、こちらから相談しまして観測に出てもらうというやうなことも可能な場合にはいたしておりますけれども、何分にも非常にむづかしい観測でございまして、こちらが言う希望を十分に達せられるというわけには参りません。現在のところは、アメリカの資料が利用できるやうに、そして、こういう私もとつても大事な資料を突然に少なくするとか、やめるとかいうことがないやうに、十分協議して、もらうやうに打ち合わせをしておる次第でございまして。

○川村(總)委員 私、実はお話のように、気象庁の方で観測機を適当なとき

にまた必要に応じて飛ばせて、自由にそれが観測できるということになる、多分もつともつとりつぱな観測ができるだらうと考えておつたわけですが、あなたの方でもそのやうなお考えはあるやうであります。ちやうどきよは責任の大臣がおられませんかけれども、自治省の次官にちやうと関連してお尋ねしておきたいと思ひます。

この災害対策基本法ができたといひますならば、今私がほんの一例を申し上げました気象観測等のごときは、重大な災害を未然に防ぐための手段でなければならぬ、その場合に気象庁に自由にして必要なときに使用できる観測機等は十分に備付けをして、それを用意をして観測に万全を期する、そういう覚悟があつてこの基本法といひのは考えられておりますか。

○大上政府委員 お答えします。川村委員の御質問は当然と思ひますが、財政的な面並びにこれは総合的にそれぞれの所管省の考え等も織り込んでやつておりますが、はたして今お説のごとき、いわゆる防災の突兵となると、この気象庁のいろいろな諸機械の諸準備等々につきましてはまだ私十分詳細に聞いておりませんが、ただこれを具体的に買ひ付けるとか、あるいは、こういうやうな財政処置で次年度発足と同時にこれを準備するのだとかいうやうな具体的な問題には、まだ少し研究が足りないで申しわけありませんが、しかしこれを立法した趣旨においては、そこまで考えてやるべきだ、またやらなければならぬというやうな考え方では立法をいたしております。

○川村(總)委員 御決意は大へんうれしく聞いておきたいと思ひますが、先

年のチリ津波の問題にいたしまして、私はやはりわが国にあいいう観測の設備あるいは観測機等が飛ばされたならば、あの津波が太平洋に押し寄せてくる前に気象庁としては十分これをキャッチして、その対策が十分立てられたらというのを当時思ったわけですから、それが全部、これは行政協定のしからしめるものでありまして、うけれども、一方的にアメリカの方に依存しておる関係上、ああいう思わぬ、特に気象庁の皆さん方が予測できない事態を起したということが指摘できるところ。そこでやはり基本法をこうしてお出しなされる場合には、その災害を未然に防ぐということが最も重要な柱でございますから、その辺の覚悟というものが内閣総理大臣を初めみんなにないと、将来検討しよう、これができていいたら、そのうちに財政とにらみ合わせながら考えていきたいと思いますというふうなことは、大へん心細い次第じゃないか、こう思っております。今次官から大へん力強い決意のほどを聞きまして、問題にはトツプのところにあるのだと思ひますから、いざれお聞きいたしますが、ほんの一例をあわせてお聞きいたします。

○門司委員 関連して。今のお話ですが、これはいづれ私の質問の時間に運輸大臣に来ていただいで詳細に聞こうと思つていましたけれども、気象業務法を見ますと、十六条には明らかに飛行機によって観測するというのが書いてあるのですね。見てごらんない、十六条に書いてあるでしょう。それは長官の言われるように、国際的ないろいろな問題が書いてあります。し

かし、それと別に飛行機によって観測しなければならぬとちゃんと書いてある。しかもその法律は昭和二十七年にできています法律ですね。昭和二十七年にできた法律の十六条に書いてあるでしょう。それを今まで飛行機を持たなかったというの、一体どういう理由なんですか。

○和達政府委員 気象庁は航空機に対する気象業務をしなければならぬというふうな書いてあります。しかし、普通飛行機を自身で持つて観測をしてその業務をすればもちろん非常にいいことであるけれども、その業務は現在においては国際的にも飛行機からの資料を得て、そうして各国やつておる次第であります。飛行機を実際に気象業務に使用する点につきましては、戦前から飛行機を持つておるところに委託したり、あるいは非常に性能がよくないのでございまして、けれども、気象庁自身も持つてやつたこともございまして。戦後御承知のように、気象業務が非常な損害を受けて、一方業務のとり方、技術の進歩、社会の要求等から気象庁自体の整備に非常に追われて参りまして、今日この五カ年計画を見ましても、これが基本的業務を遂行しなければならぬ段階にございまして、以前のような飛行機ではとても役に立ちませんので、持ちますならば非常に性能のよい、アメリカと同様な飛行機を持ちましていたさねばならぬ。それが今の気象庁の経費としては莫大なものになります関係上、この五カ年計画にも別ワクといたしまして、たとえば防衛庁との協力態勢あるいは運用を委託するとかいうことでやつてどの

くらいかかるか、そうして防衛庁の方とも話がそれですとまるといふようなことをいたしておる段階でございまして、現在の気象業務と科学の進歩ををにらみ合わせまして、私どもがこれは今やらねばならぬという計画と、また時期と申しますか、そういうことが具体的にきまりまして実行したいと思つておるような次第でございまして。

○門司委員 もうこれ以上気象庁の長官にお聞きをしないつもりでおりますが、あとはいずれ運輸大臣に話を伺うつもりであります。今の長官のお話では、いろいろな苦しい答弁をされておりますけれども、私は金の問題だと思つておる。だから、新しい飛行機を買ひましても、一切のものを入れても百億内外で間に合うのじゃないですか。そんなに大きな金でないと思ひます。そんな大きな金でないと私は思ふのです。しかも昭和二十七年にできた法律だと記憶いたしておりますが、その十六条にはっきり航空機による観測ということが気象業務の中には書いてあるのですね。だから今まで政府が怠つておつたと思つておる。これだけ年々何千億という災害を受けておりますときに百億くらい金で完全なものができるなら、アメリカは、今川村さんのお話のように、これは軍事目的の観測ですから、日本は何もそういうものにたよらなくてもやれることなんですね。それはなるほど国際的にはお互いに情報を交換しなければならぬことはわかつております。わかつておりますが、それにたよるといふこと自身がおかしいと思つておる。だからこの際資料だけを一つ要求をいたしておきますが、私の考え方では、大体飛行機を一台こしらえて、パイロットその他いろいろな問題がございまして、大体百億内外で上がるのではないかと、いろいろなことを考へられるのでありますが、そういうも資料ができません。え、一、運輸省の方で資料をこしらえていただいで、われわれがこの法律案を審議いたします場合に、さらに財政関係がこの法律には非常につきりしておりますので、それらの参考にすることのために必要だと思ひます。そのデータの一つ出していただき、そのデータと、それからもう一つは、観測船は非常に古くなつておると思ひます。新しい観測船はたしかないはずだと思ひます。少し大きな台風がくれば逃げて帰つてきておるのが現状だと思ひますので、台風から逃げて帰らないように、ある程度やはり十分の観測ができるような設備も必要だと考へております。五カ年計画の中に入つておるかどうかは私はよく存じておりませんが、それらの点について一応何もごだわらないで、大体このくらいの装備があればよろしいのだといふことを一つの目安としたデータを作つて出してくれませんか。そうして、現在、観測船といふのはどのくらいあるかといふことと、その性能はどのくらいかといふことも審議の過程に必要かと思ひますから、一つ委員長から運輸省の方に要求をしておいていただきたいと思ひます。

○園田委員長 丁承いたしました。○山口(鶴)委員 飛行機の問題についてお尋ねしようと思ひましたら、いろいろ関連してお話がありましたので、二、三お尋ねをいたします。十月十一日の朝日新聞を拝見いたしますと、「よるめき予報の対策」といまして、「気象庁内部に二つの考え方」という記事が載つております。現場の観測陣は、観測機がぜひ必要である、こういう見解を発表されております。ところが事務系統の係官の方は、これは企画課長さんのようでありまして、気象庁みずから観測機を持つ気はないといふことを言つておられるわけでありまして。同じ気象庁でございながら、非常に問題だと思ひます。一つその現場と事務の両方を管理しておられる長官はどういう考えなのか、これはつきりお聞かせいただきたいと思ひます。

○和達政府委員 御指摘のような庁内の不一致のごときものが新聞に現われた点につきましては、まことに遺憾に存する次第であります。申し上げるまでもございませぬけれども、新聞というものは、ニュアンスにおきまして、非常に話したのと違ふ点もございまして、その点は御推察願ひたいと思つた次第であります。しかし、事務の方というたしましては、出しておる予算というやうなものから事務的に申しておきますし、観測者は自分の職務の上からの希望を非常に述べておりますので、その辺にも意見の違ひはあると存じております。私の飛行機に対する考えを述べさせていたいただきますと、現在の科学におきましては、飛行機は非常に重要な有力なる手段であります。非常に経費もかかりますし、困難であり、また危険も伴うものでありますけれども、現在の科学としては飛行機を使うことが最も有力であります。もちろん科学の進歩は現在驚くほどしております。

で、危険であるとか困難であるとかいうことは、機械をもつてかえる、また他の手段を使うということも非常に進んでおりますが、ここ四、五年、少なくとも二、三年は、その飛行機にかわつて、さらに有力な科学的手段が出るようには思えません。それで、私は何とか飛行機を使うようにいたしたいと考えておりますけれども、一方そういう科学的問題のほかに、御承知のように、五十億の気象庁の総予算でございまして、その中にも現在苦心をしまして、しかもまだ十分でない、御指摘の庁舎のことから、近代化のことから、要員の不足から、われわれ実にもつとけたの下金額でもって非常に苦勞をしておるところでございまして、そういう点もありまして、いろいろ考えまして、適当なときに思い切つてやりたいと思つておる次第でございまして。

○山口(鶴)委員 必要なのはあつたので、先ほど政務次官から決意のほどが述べられました。しかしながら、私は今の段階でそういうことを言つておるのは、非常におかしいと思うのです。それは先ほど申し上げました行政管理局の報告によりますと、こう書いてあるでしよう、ごらんになったと思うのです。次官も、長官もごらんになったと思うのですが、「航空機による観測は、現在全米軍に依存しているが、長期的にみれば、その観測資料の収集が不安定な状況におかれることも予想されるので、自主的対策について早急に検討を行う必要がある。」かやうに明確に報告書は述べておるでしよう。しかるに、このいただきますした五カ年計画を見ると、せいぜい、ほしただけけれども、防衛庁に委託するこ

とが適当と思われるので、可能性について協議をしておるというやうなことが、具体的な計画ではなくて、欄外に申しわけみたいな格好で書いてあるだけでしやう。これは先ほどからお二人の方が指摘をされておる。また同じ政府の行政管理局が、早急に対策を立てる、こういつておる。しかもこれは昭和三十五年五月です。現在昭和三十六年十月でございまして、一年五カ月の月日が流れておる。そういう中で、今もつて今のような御答弁しかないということは、私は、これは全く遺憾というほかないのでありまして、一体政府部内の管理局の出しておる報告、これを実行する気は、次官、ないのですか。

○有馬政府委員 努めて尊重して実行する方向に努力しております。

○山口(鶴)委員 それから次に、国際的な協力ということが気象には重要だと思つておる。特に、中国の気象は一体どうされておるのですか。

○和達政府委員 現在では、中国の気象観測資料は、日々の業務に差しつかえなく入手できております。

○山口(鶴)委員 この点は全然心配ない、こういふように言い切れるわけですね。別に中国関係がわからないので不便をするということはないと、はつきり了解してよろしいのでございします。

○和達政府委員 中国は国際気象機関に加盟しております。中国の気象資料は日本にとって非常に重要なものでありますので、日本の気象庁から私が非公式のやうなことでそのことを頼みに参りまして、それが実つたのかどうかは別として、その後しばらくくし

て、私どもが差しつかえなく日々の業務に中国の資料が使えるやうな配慮が行なわれ、今日に就いておるのであります。

○山口(鶴)委員 そうしたものは、正式な協定といひますか、通信協定といふやうな格好でできる道はあるんじゃないですか。それは現状ではないのですか。非公式なものではなくて、公式な協定といふものはできませんか。

○和達政府委員 先ほど申し上げましたやうに、しっかりと協定ではございせんが、これを協定にいたすといふことは、そうなれば私どもは非常に安心できるわけではございせんけれども、その協定をどういふふうにしたかといふことは、私よく存じません。

○山口(鶴)委員 協定の問題等はあらためてお尋ねをいたしたいと思つたので、先ほど大臣が来られましたので、先ほど大臣にお答えを聞こうと思つて保留した問題がありまして、それからだけお尋ねをいたしておきたいと思つた。

この爆発は核爆発を含むのか、含まぬのか、この点だけはつきりお答えを願ひたいのですが……。

○安井國務大臣 爆発と申しますのは、火薬庫とか火薬の一般の場合の爆発をさしておるのでありまして、核爆発のごときものは全然ここでは考えておりません。

○山口(鶴)委員 そういうふうな受け取つてけつこうでございしますか。

○安井國務大臣 はい。

○山口(鶴)委員 行政局長は違ふことを言つておりますよ。今後検討したいと言つておりますよ。

○安井國務大臣 そんなはずはなかる

うと思ひますが……。私は核爆発といふやうなものは、これは入る考えでないといふ確信をいたしております。

○山口(鶴)委員 それでは、東海村は原子炉がありますね。またそのほかにもできつたあります。大臣も御存じでしやうが、原子炉の爆発が起つた場合の第三者の災害をどう補償すべきかといふやうな法律については、先国会で定められた。しかし、あの法律には、災害が起つた場合の防災組織とか、そういう問題は一切触れておらぬでしやう。そうすると、東海村で原子炉の爆発が起きた場合、中央防災会議、地方防災会議は一切知らぬ顔だといふことなんですか。

○安井國務大臣 そういう平和的な試験研究機関といったやうなものの爆発といったものと今お問ひになりましたものは、私も趣旨を多少違えて判断したわけではございせんが、戦争等による爆発といふやうなことを想定してないつもりでおつたわけなんではございせんが、そういうやうな実際の民間に、現在日本にあるやうな事故につきましては、十分検討はしていかねければならぬと思つております。

○山口(鶴)委員 それじゃ、民間の核爆発は入るというわけですね。あれだつて爆発ですよ。原子炉の災害といふのは、爆発もあれば、また放射能を持つものがたくさん出ることもある。核爆発といふのは、何も水爆、原爆のことばかりじゃないのですから。これは大臣におわかりだと思つたのです、核爆発といふ意味は。その点一つはつきりお答えをいたしたいと思つたのですがね。

○安井國務大臣 正直に申し上げます場合、この法律を想定いたしました場合

の、何と申しますか、定義といひますか、対象には、そういういふゆる核爆発とか水爆とかといふやうなものを考へていなかったことは事実でございします。ただ、今御指摘のやうな場合、これは全然ないといふことも言えないと思ひます。そういう点につきましては、今後法令等を定めます際には、十分検討していきたいと思つております。

○山口(鶴)委員 しかしこの点は、どうも核爆発といふものに対して概念を大臣は少し間違えているやうな点もあるやうに受け取れますので、一つこれはあらためてどういふ核爆発は入るかといふことを内容的に一つはつきりして、科学技術庁とよく御連絡をとつた上でお答えをいたして下さい。これはあとでお願いいたします。

あと時間もたふあれですから、まだ私としては、気象関係の、特に地方防災会議における気象業務の関係とか、あるいは防災関係の教育の問題をどうするか、あるいは今問題の、お話のございました原子力災害の問題についてもさらに詳しく科学技術庁等をお呼んでお尋ねをいたしたいと思つておりますので、そうなりますと相当時間かかるし、お集まりの方も限定をされておりますので、一応本日のところはこれで打ち切つておきたいと思ひます。後日また……。

○園田委員長 次会は来たる二十四日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時六分散会